

奄美市職員の地域貢献活動に係る「兼業」制度の整備について(令和8年4月施行)

1 趣旨

「人口減少、少子高齢化による地域活動の担い手不足」「職員の自律的なキャリア形成への意欲」

などの課題解決に向け、

地域貢献活動や社会貢献活動等を対象に「奄美市職員が報酬を得て活動することを認める」ことを明確にします。

希望する職員が兼業しやすくなる環境を整備し、地域社会での活動を積極的に行えることで、地域活動の人材を確保し、市民との協働によるまちづくりを推進します。



地方公務員が報酬を得て兼業することについては、地方公務員法により制限されていますが、**地方公共団体（奄美市）が許可基準を定めることで、兼業が可能**となっています。

2 対象となる活動

公益性が高い地域貢献活動・社会貢献活動であり、報酬を伴うもののなかで、以下に該当する活動が対象となります。

- ① 地域活動に関する事
- ② 産業振興に関する事
- ③ 子どもの健全育成に関する事
- ④ スポーツ、文化活動に関する事
- ⑤ 社会教育、生涯学習活動に関する事
- ⑥ 健康づくり・福祉活動に関する事
- ⑦ 地域安全活動に関する事
- ⑧ まちづくり活動に関する事
- ⑨ 人権啓発活動に関する事
- ⑩ その他市長が認めるもの

【活動の例】

- ・スポーツ、文化活動の指導者や各種大会等の運営
- ・サトウキビ等の農業従事
- ・町内会や子ども会活動等の運営
- ・手話通訳
- ・通訳案内士や観光ガイド
- ・商店街の活性化に関するイベント運営 等々

3 許可できる活動の基準

- 勤務時間外、週休日及び休日における活動
- 勤務時間が割り振られた日においては1日3時間以内。合計週8時間、1か月30時間以内の活動時間であること
- 職務の遂行及び職員の心身の健康に支障をきたすおそれがないこと
- 活動内容が現在の職務との間に特別な利害関係がないこと
- 報酬の額が、地域貢献活動として社会通念上許容できる範囲であること

「地域貢献活動に係る兼業に関するガイドライン」を規定。
通常の公務、職員の自発性の確保、職員の健康を第一優先に、
地域貢献につながる活動について、
奄美市職員の兼業制度を整備します。